

中世カスティーリャにおけるユダヤ人に関する 地方史的研究の動向

林 邦 夫

(1982年10月9日受理)

Local Historical Studies in the Jews in Medieval Castile

Kunio HAYASHI

中世カスティーリャが異なった信仰をもった3つの人種、すなわちスペイン人(キリスト教)、ユダヤ人(ユダヤ教)、モーロ人(イスラム教)から構成されていたことは周知のところである。ユダヤ人は、イスラム教徒やキリスト教徒の支配下でありながらも、そこで無視し得ぬ重要な役割を果たしたという事情から、中世カスティーリャにおけるユダヤ人に関する研究は盛んである。

史料集としては、900-1535年に亘る432編の文書(抜粋または要約のみを含む)を集成したベア編の『キリスト教スペインにおけるユダヤ人』(全2巻)の第2巻(1936年)¹⁾、1474-1499年に亘る266編の文書を含むスワレス=フェルナンデス編の『ユダヤ人追放関係文書集』(1967年)²⁾、サラマンカ県に関して、1278-1489年に亘る421編の文書(抜粋または要約のみを含む)を集録したカレテ編の『カスティーリャ王国ユダヤ人史料集』第1巻(1981年)³⁾があり、通史的著作の主なものとしては、①ベア⁴⁾、②スワレス=フェルナンデス⁵⁾、③アマドール=デ=ロス=リオス⁶⁾、④カーロ=バローハ⁷⁾の著書がある。

①②は、中世スペインのユダヤ人史研究の、③は古代から近代までのイベリア半島全体のユダヤ人史研究の、夫々一部として、また④は近現代スペインのユダヤ人史研究の前史として、夫々中世カスティーリャのユダヤ人を扱っている。

こうした史料集成や通史的研究の他に、地方史的研究についても多くの蓄積がある。本稿は、キリスト教中世カスティーリャに限って、かかる地方史的研究をできる限り網羅的に紹介し、併せてその中から注目すべき成果を指摘しようとするものである。

I

地方史的研究の状況を把握する前提として、その研究対象となるべき地域、すなわちユダヤ人が居住していた地域が確定されねばならないが、この作業のための好個の史料が存在する。ユダヤ人は上納金(*servicio y medio servicio*)を負担しており、これはユダヤ人の総ラビが王国の各地のユダヤ人に割当てていたが、その地名と割当額とを記した文書が、とくに15世紀に関して多く残存している。負担額が割当てられている以上、その地にユダヤ人が居住していたと当然考えてよいから、

この文書が、ユダヤ人居住地を確定する有力な史料となる。

この史料についてはスワレス＝フェルナンデスが、1474, 1482, 1485, 1486, 1488, 1489, 1490, 1491年の8回の割当に関して⁸⁾、またラデーロ＝ケサーダが1450, 1453, 1464, 1474, 1479年の5回の割当に関して⁹⁾、夫々史料を整理して、表としてまとめている（前者の表をB、後者の表をCとする）。B、Cを比較すると1474年のみが重複しているが、この割当は国王侍医の総ラビ、ヤコ・アベン＝ヌニェス（Jaco Aben Nuñes）の行なったものであり、割当を記した文書は、従来からよく利用されてきた。まずアマドール＝デ＝ロス＝リオスが国立図書館（Biblioteca Nacional）所蔵の原本に基づきこの文書を活字化した¹⁰⁾、その後この原本の所在が不明となり、スワレス＝フェルナンデスがシマンカス総合文書館（Archivo General de Simancas）所蔵の原本に基づいて同じ文書を活字化した¹¹⁾。カンテラもスワレス＝フェルナンデスと同じ原本に基づいて活字化している¹²⁾（これをAとする）が、こちらの方がより信頼でき、また地名にかんする脚註も付されている点で便利である。

そこで、ここでは、Aを中心として地名を析出し、それをB、Cと対照することによって、補充するという方法をとった。

Aからは、308の地名を析出することができ、この地名をBに表われる地名と対照し、重複するものを消去することによって、127の地名が得られ、両者を合計した435の地名をCと対照し、同じ操作をすることによって、46の地名が得られた。こうしてA、B、Cの3つの史料から、ユダヤ人の居住地の地名として合計481の地名を把握することができた。

これらの地名のうち、Aに含まれる地名、A・BのうちBのみに含まれる地名、A・B・CのうちCのみに含まれる地名の数を夫々、A、B、Cの各欄に、またその合計数をD欄に、各県別に分けて示すと〈表〉のようになる。原史料では、例えば1474年の文書を例にとると、大司教区・司教区ごと（但しアンダルシーアのみは地方で一括）に区分されているが、これを敢えて現在の行政区画で分けたのは、地方史的研究がこの単位でなされることが多いからである。

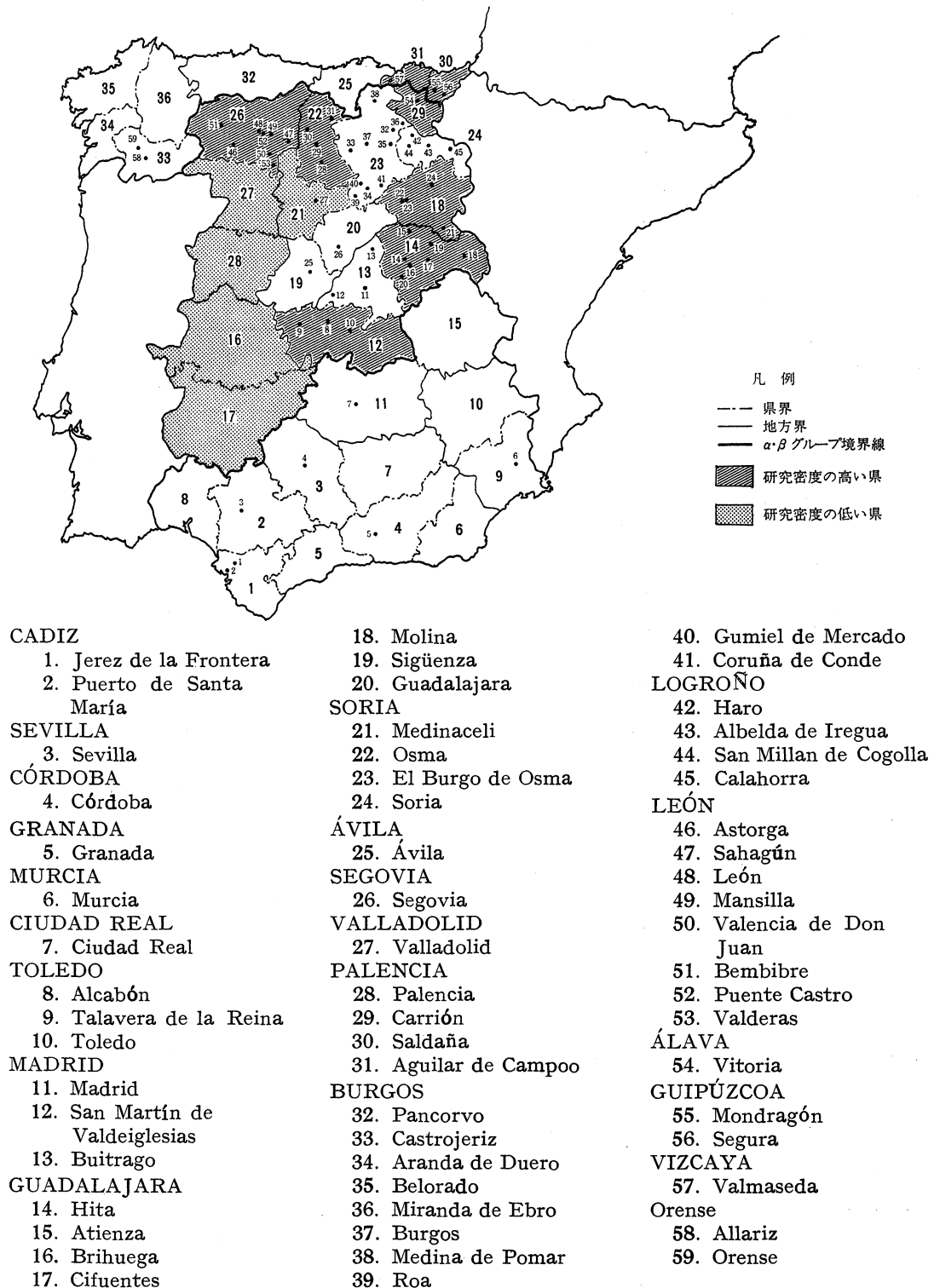
481の地名が現在のどの県に属するかを決定するのは必ずしも容易ではない。まず地名が現在の地名と同一であれば問題はないが、変化している場合や、その後、人の居住が絶えて地名そのものが消滅している場合があるが、こうした問題については、Aは周到な註を付しており、これが非常に参考になった。しかしカンテラでさえ、県別所属を不明としている地名が7例存在する。次にAには登場しない173の地名のうち、現在の地名として確認できなかった地名が24例あった。

このような県別所属が不明確な地名については次のように処理した。これらの地名のうち単独で出てくるのは1例のみであり、その他は、中心となる地名と群を成して、例えばBのバダホス県の場合を例にとると、“Mérida (con Montejo, Valverde y Campo de Montánchez)” というような形で表われてくる¹³⁾。この内、Campo de Montánchezが不明であったが、この地名はメリダと伴に表われてくるのだから、当然その近辺に存在していたと想定できる。それ故、メリダと同じバダホス県に属するものとして処理した。かかる方法だと、中心となる地名が県の中央付近にあればほぼ問

〈表〉

地方名	地図上の 番号	県名	A	B	C	D	E
アンダルシーア	1	Cadiz	5	0	1	6	2
	2	Sevilla	2	1	0	3	1
	3	Córdoba	1	0	2(1)	3(1)	1
	4	Granada	0	0	0	0	1
	5	Málaga	0	0	0	0	1
	6	Almería	0	0	0	0	1
	7	Jaén	0	0	0	0	0
	8	Huelva	3	0	2	5	0
ムルンア	9	Murcia	2	2	0	4	1
	10	Albacete	0	0	0	0	0
カスティーリャ・ ラ・ヌエバ	11	Ciudad Real	1	0	0	1	1(1)
	12	Toledo	17	11(2)	1	29(2)	23
	13	Madrid	12	6	0	18	3(1)
	14	Guadalajara	16	8(3)	1	25(3)	31(11)
	15	Cuenca	3	2	0	5	0
エクストレ マドゥーラ	16	Cáceres	23(3)	12	2	37(3)	0
	17	Badajoz	16	12(1)	1	29(1)	0
カスティーリャ・ ラ・ビエハ	18	Soria	14	2	1	17	30(13)
	19	Ávila	13(1)	3	0	16(1)	1
	20	Segovia	7	5(2)	0	12(2)	1
	21	Valladolid	35	11(1)	4	50(1)	1
	22	Palencia	19(1)	6	1	26(1)	22
	23	Burgos	31(1)	8(2)	13(5)	52(8)	7(1)
	24	Logroño	26	5	5(1)	36(1)	4(1)
	25	Santander	1	1	1	3	0
レオン	26	León	15	8	2	25	26(1)
	27	Zamora	13(1)	7(1)	0	20(2)	0
	28	Salamanca	12	9(1)	0	21(1)	0
バスク	29	Álava	14	2	8(4)	24(4)	24(6)
	30	Guipúzcoa	0	2	0	2	2
	31	Vizcaya	1	1	0	2	3(1)
アストゥリアス	32	Oviedo	0	0	0	0	0
ガリシア	33	Orense	2	0	0	2	2(1)
	34	Pontevedra	1	0	1	2	0
	35	La Coruña	2	1	0	3	0
	36	Lugo	2	1	0	3	0
		不明		1			
計			308(7)	127(13)	46(11)	481(31)	187(37)

〈 図 〉



題はないが、県境近くにあると、付属する地名が他県に跨がることはあり得る。従って、かかる方法は飽く迄、便宜的で不完全なものであり、将来に訂正の余地を残している。県別所属に不確実性の残るこれらの地名は、A～D欄において（ ）内に内数として示しておいた。

以上の結果、D欄の数字を地図の上にあてはめて眺めてみると、興味深い事実に気がつく。それは6以下の数字の県（ α グループとする）と、12以上の数字の県（ β グループとする）とに分けて見ると、それが地図の上で截然と分かれたることである。すなわち、〈図〉の太線を境として、 α グループは北部と南部に、 β グループは中央部に集中しているのである。

この事実から、中央地方が南北の外縁地方に比して、より多くのユダヤ人が居住していた、という結論を引出せるかどうかは、まだ確かではない。

第1に、地名の数はユダヤ人の全体人口とは必ずしも比例しない。各地ごとのユダヤ人の人口が不明だからである。

第2に、各地ごとの人口を推定するのに割当額に着目する方法が考えられるが、ユダヤ人の人口が少数でも富裕なユダヤ人が多ければ、割当額も高まるだろうから、これも確実な方法とはいえない。

以上から厳密に言えば不確実性は残るものの、全体的に見て、15世紀カスティーリャにおいて、外縁地方よりも中央地方により多くユダヤ人が居住していた、という大凡の傾向を指摘することは許されるのではあるまいか。

それでは次に研究状況を各地方・県別に分けて見ていくことにする。

II

[1] アンダルシーア地方

(1) カディス県。ヘレス＝デ＝ラ＝フロンテーラとプエルト＝デ＝サンタ＝マリーアについての論稿がある。ヘレスは1264年アルフォンソ10世(1252-1284)によって再征服されたが、1266年の文書は、ユダヤ人居住区での家屋の割当を示しており、フィータはこの文書を活字化し、そこから101人のユダヤ人名を析出した¹⁴⁾。ロエブは、この史料を分析して93の家屋がユダヤ人に与えられたとして、各家屋の位置関係を図式化して提示している¹⁵⁾。フィータは更にいくつかの史料を提示しているが、ユダヤ人墓地内の土地がユダヤ人の抗議にも拘わらず接収された事実を示す1459-60年の諸史料が主なものである¹⁶⁾。地方史家ソプラニスは3つのテーマを取り上げているが、その内のひとつは、フィータの明らかにしたユダヤ人墓地内の土地の接収についてであり、これが市域拡大を口実としてなされながら、接収後20年間も家屋が建築されなかった事実を指摘し、接収がユダヤ人からの土地剝奪を狙いとしていた、と主張している¹⁷⁾。

ソプラニスにはプエルト＝デ＝サンタ＝マリーアについての論文もあり、1483-84年の公証人の覚え書から、12人のユダヤ人名を析出し、1483年の追放以後アフリカに渡るユダヤ人の出発港となったために一時的に人口が増加したことはあるが、ここのユダヤ人居住区は本来、小規模なもので

あった、と推定している¹⁸⁾。

(2) セビーリャ県。セビーリャはアンダルシア最大のユダヤ人居住区であった所で、1391年の反ユダヤ人暴動の勃発地でもあるが、個別研究は意外に少ない。古くはモンテローデ＝エスピノーサの著書があるが¹⁹⁾、これは異端審問制成立以後について主として述べており、中世セビーリャについてはさして得る所のない概略的記述があるのみである。その他には、天文学・医学に長じていたセビーリャのラビ、サロモン (Salomón, 十1345) の墓碑銘のフィータによる紹介がある²⁰⁾。

(3) コルドバ県。フィータが、1314-15年に再建され現存するコルドバのシナゴグについて、その壁に刻まれた金石文を転写・翻訳し、紹介しているが²¹⁾、カンテラ＝ブルゴスもその著書の中で同じ金石文の転写・翻訳を行っており、これにはシナゴグのプランや写真も添えられている²²⁾。その他には、1391年の反ユダヤ人暴動に関するラミーレス＝アベリャーノの論文があり、関係史料として、市参事会に宛てた王令4編を活字化している²³⁾。

(4) グラナーダ王国 (マラガ, グラナーダ, アルメリア県)。グラナーダ王国の陥落は1492年初頭であり、同年3月31日にはスペイン全土からのユダヤ人追放令が発せられているので、ユダヤ人がキリスト教徒の支配下にあったのは極く僅かな期間でしかない。ラデーロ＝ケサーダはグラナーダ王国のユダヤ人の追放を扱っているが²⁴⁾、彼はこの時期のユダヤ人人口を1,200～1,300人と見積り、その多くがマグレブ地方に向かったことを明らかにし、45人のユダヤ人の人名・出身地・財産額のリストを示している。この論文からは、ユダヤ人がジェノヴァ人とイスラム教徒の仲介者として商業活動を営んでいたため追放の際に前者の援助を得たこと、財産はグラナーダの特産物の絹に換えて搬出されたこと、などの興味深い事実を知ることができる。

[2] ムルシア地方

(1) ムルシア県。地方史家トレス＝フォンテスのムルシアについての2つの研究がある。第1は²⁵⁾、フワン2世 (1406-1454) 時代のムルシアのユダヤ人を対象としているが、王国全体に関わる重要な史料を紹介しているのが注目される。それは、エンリーケ3世 (1390-1406) 時代のユダヤ人関係王令を、ユダヤ人マーク着用命令を除きすべて廃棄するという内容の1418年9月24日の王令である。第2は²⁶⁾ユダヤ人の武器と馬の維持義務についてのもので、ムルシアがグラナーダ王国と境を接していたため、モーロ人との戦いに備えて、富裕なユダヤ人が市当局から武器・馬の維持を義務づけられていた事実を明らかにしている。

[3] カスティーリャ＝ラ＝ヌエバ地方

(1) シュダー＝リアル県。デルガード＝メルチャンのシュダー＝リアル市史²⁷⁾は副題の示す通り、ユダヤ人を主要なテーマのひとつとして叙述されている。シュダー＝リアルの特徴として、1391年の反ユダヤ人暴動を契機としてユダヤ人共有財産の蒙った変化についての詳しい知見の得られることが挙げられる。シナゴグは1396年にエンリーケ3世の主膳頭 (maestresala) に与えられたが、彼はこれを1398年に或る国王財務官に10,000マラペディで譲渡している。1407年の市参事会文書の中で、シナゴグが教会に変化している事実が知られるが、これは前記の国王財務官が寄

進したものであろうとデルガードは推測している。ユダヤ人墓地は1412年、王妃によってその側役に与えられているが、彼は翌年これをコンベルソの信心会に15,000 マラベディで売却している。しかし1452年には修道院がその所有権を主張してコレヒドール（代官）によって承認されており、おそらく墓地も前記の国王財務官が修道院に寄進したのであって、王妃がこれを無視して恵与したものと推測されている²⁸⁾。

(2) トレード県。まずトレード以外の市町村についての諸研究を見ておく。ロメーロは、アルカポンに関する14世紀の5つの文書を活字化・紹介しているが、その中にはユダヤ人がオリーブ畑の所有者や売却者として登場するもの、ユダヤ人が債務者のキリスト教徒のブドウ畑や野菜畑を差押えようとしたことを示すもの、などがある²⁹⁾。

フィータはタラベラ＝デ＝ラ＝レイナに関して2つの史料紹介を行っている。第1は³⁰⁾、1450—1477年の市参事会決議録の中からユダヤ人関係のものを抽出して、内容要約をしたもので、第2は³¹⁾、1477—1487年の間に作成されたと推定されるユダヤ人住民名簿で、財産評価額を付し、職業を併記している。フィータはこの2つの史料からユダヤ人名を析出し、職業別に分類しているが、それによると、籠職人11人、医者5人、銀細工師3人、テント職人2人、皮鞣し職人、鞍職人、靴職人、仕立職人、石工、鍛冶職人、錠前職人、武具職人、各1人となる。ところが、この第2の史料を最近再検討したカレーテ＝パロンドはフィーターの誤りを指摘している³²⁾。つまりフィータが *cestero* (籠職人) としたのは *entero* の誤読であり、これは30,000 マラベディの最高の財産評価をうけたユダヤ人を表わしており、職業名ではないとし、また皮鞣し職人、武具職人とされたものも職業名ではなく人名である、と判断している。彼が作成したリストによれば、ユダヤ人の職業は、ラビ5人、銀細工師3人、教師2人、鞍職人、靴職人、仕立職人、鍛冶職人、薬屋、医師、古物商、各1人、となる。

次にトレードについて見ていこう。まず墓地関係のものとして、1508年に売却されたユダヤ人墓地の石が修道院建築のために買い取られたことを明らかにし、またユダヤ人墓地の位置についても考証を加えた地方史家ゴメス＝メノールの論文³³⁾と、最近発掘されたユダヤ人の墓からの出土品(煉瓦、陶片、人骨など)に関するロペス＝アルバレスの簡単な報告³⁴⁾とがある。シナゴグ関係のものとして、現存する2つのシナゴグについてその歴史を概観し、そのプラン、写真などを示して金石文の転写・翻訳を行っているカンテラの著書がある³⁵⁾、彼はその他に、発掘されたヘブライ文字の刻まれた柱頭についてのコメント、1350年の或るユダヤ人の遺言状の紹介などから成る論文³⁶⁾も発表している。

トレードには大規模なユダヤ人居住区があったので、ユダヤ人関係の研究は多いが、1972年にはトレードのユダヤ人に関するシンポジウムが開催され、その成果が刊行されている³⁷⁾。そこに掲載されている10編の論文の内、トレードに焦点をあてたもののみを見ておく。ポレス＝マルティンクレートは、トレードには2つのユダヤ人居住区(大ユダヤ人居住区 *Judería Mayor* と小ユダヤ人居住区 *Judería Menor*)があり、前者は1355年、1391年の居住区襲撃・略奪が原因で消滅し、後

者のみが1492年まで存続したことを教えてくれる³⁸⁾。バルデオン＝バルルーケは、ペドロ1世(1350-1369)時代のユダヤ人居住区の危機(1355年の反王権派貴族の軍隊による居住区襲撃など)を政治史的に描出し³⁹⁾、レオン＝テリーヨは異端審問史料に基づいて、安息日・断食・過越しの祭などの宗教行事や、誕生・結婚・葬礼の儀式などユダヤ人の信仰生活を明らかにしている⁴⁰⁾。

以上の諸研究に続いて、最近レオン＝テリーヨの包括的な研究が公刊された⁴¹⁾。その研究対象は主としてトレードであるが、それ以外の市町村についても十分な言及がなされており、トレード県全体を視野に入れている、といってよい。2巻本の大著であり、その構成は、第2巻が1744編に及ぶ史料の目録であり、第1巻はそれに基づく研究と、それから選んだ100編の史料の原文から構成されている。史料の編数を世紀別に示すと、6世紀1, 11世紀2, 12世紀55, 13世紀23, 14世紀377, 15世紀1078, となり、やはり15世紀が圧倒的に多い。本書の記述はユダヤ人のトレードへの到来から始まり、西ゴート、イスラム時代をも含んでいるが、中心となっているのはトレード再征服(1085年)以後の時代である。国王の治世毎に区分されて叙述されており、まずカスティーリャ王国全体のユダヤ人の動向を概観し、次にトレードのユダヤ人についての記述に移る、という形式になっている。ここではその豊富な内容を逐一追うことはできないので、ユダヤ人の職業活動に限定して、本書の内容を把握しておきたい。

アルフォンソ7世(1126-1157)時代には、ブドウ栽培に従事するユダヤ人が見られ、修道院と折半小作契約を結んでいる例がある。その他、商業活動を行なうユダヤ人もあり、東方物産が輸入されている事例も見られる。アルフォンソ8世(1158-1214)時代も農民としてのユダヤ人が支配的であるが、金融業者も見られ、ユダヤ人に負債を支払うためにブドウ畑などを手離しているキリスト教徒がおり、国王自身も遺言状で12,000マラベディの借財をユダヤ人に負っていることを明記している。その他、執達吏(土地所有者でもあり、金融業も営む)、石工や肉屋(両者ともブドウ畑を所有)も登場する。

フェルナンド3世(1217-1252)時代になると、金融業者が少し増加しており、それに関連して、大司教のために土地売買を代行している者、大司教の執事となっている者などの存在が確認される。農業関係としては、聖堂参事会へブドウ畑を、修道院へオリーブ畑を売却する者、前者と小作契約を結ぶ者がいた。職人は少なく、皮鞣し場や粉ひき場を所有する者が確認できる程度である。アルフォンソ10世(1252-1284)時代には、金融業者が多数を占めるようになり、逆に農民や商人は少なくなるが、かかる傾向はサンチョ4世(1284-1295)、フェルナンド4世(1295-1312)の時代も同断であり、イリュエスカス(Illescas)一族などの有力な金融業者が活躍しており、また大司教座聖堂の収入徴収請負人、モーロ人奴隷競売人、などもいた。しかし逆にユダヤ人がキリスト教徒に債務を負い、その支払いのために財産を手離している例も、アルフォンソ11世(1312-1350)時代に見られ、またこの時代は相変わらず、聖堂参事会の徴税請負人のユダヤ人が目につく。

次のペドロ1世(1350-1368)時代には大きな変化が現われた。それはユダヤ人農民の増加であり、その原因は高利貸付を禁ずる代わりに土地購買を許した1348年のアルカラ勅令の影響、1349-1350

年のペストの蔓延による棄地の増加が挙げられる。その他、ユダヤ人居住区内に聖堂参事会や修道院から借家をして業種ごとに居住する職人、香料商人、聖堂参事会雇傭の医師がおり、また金融業者も消滅した訳ではなく、聖堂参事会などの聖職禄支給簿に、ユダヤ人への負債返済のための差引きがなされているのが確認される。しかし、金融業者の減少は顕著であり、エンリーケ2世(1369-1379)、フワン1世(1379-1390)、エンリーケ3世(1390-1406)の時代の文書からはユダヤ人金融業者の存在は確認できず、ユダヤ人の殆どは農民か徴税請負人(王税、教会収入)であり、その他、医師、銀細工師が見られる。エンリーケ3世時代については、トレード県内各地のユダヤ人による農地の所有・借地が挙げられているが、トレード大司教とイリュエスカスのユダヤ人との間の折半小作契約が、貨幣地代契約に変わっているのが目を惹く。

フワン2世(1406-1454)時代については、更に詳細に各地のユダヤ人の農地所有・借地の状況が明らかとなるが、トレードでは聖堂参事会の所有地の殆どはユダヤ人が小作していると指摘されている。

この時代には金融業者は殆ど出てこず、出てきた場合も小額の貸付を行なっている場合であり、逆にユダヤ人の負債者もいた。徴税請負人としては、ユダヤ人は大いに活躍し、1447, 1449, 1450, 1454-1455年の4つの時期の詳細な大司教座聖堂の収入簿が現存しているが、これから124人のユダヤ人徴税請負人の人名が析出されている。エンリーケ4世(1454-1474)時代にも各地でユダヤ人の所有乃至借地するブドウ畑、オリーブ畑、耕地が見られることは同様であり、また徴税請負人も各地で多くみられ、国王収入、教会収入の他に教皇の十分の一税取得分(menudos de pontifical, 蜂蜜、野菜などの収穫の十分の一)の徴収をも請負っている。

最後にカトリック両王時代になると、知見は極めて豊富になる。ここでは各地についてユダヤ人に関する知見が記述されており、とくにトレードについては、70にのぼるユダヤ人の一族についてその個人名、各人の職業などが列挙されている。その他エスカローナ(Escalona)、タラベーラなどについての記述が詳しいが、特筆に値するのは、1492-1493年作成の史料が紹介されているマケータ(Maqueda)についての記述である。この史料には281のユダヤ人家族と、それが所有する不動産の評価額が記載されているが、これはおそらく後述のグイトラーゴなどに関してカンテラの利用したのと同じ性格の文書であり、追放されたユダヤ人が処分した不動産について調査・作成されたものであろう。ユダヤ人所有財産について詳細な知見を与えてくれる、という点で貴重な史料である、といえる。

以上、年代順にユダヤ人の職業の変遷を辿ってきたが、大雑把にまとめてみると、次のようになる。農民は12世紀から13世紀初頭まで支配的であるが、以後減少していき殆ど史料には登場しなくなるが、14世紀半から再び増加していき重要な比重を占める。金融業者は13世紀初頭から増加していき後半には多数となるが、14世紀半から減少していく。徴税請負人は早い時期から見られるが、14世紀の第4四半期から増加していき、15世紀の全盛時代を迎える。商人・職人は常に比較的少ないが、徐々に増加していく傾向にある。医師はユダヤ人固有の職業として常に見られる。

(3) マドリード県。マドリードについて、1391年の反ユダヤ人暴動に関するフィータの論文があり⁴²⁾、4編の史料が活字化されているが、その内のひとつはマドリードのアルカルデが居住区の破壊・略奪・殺戮の下手人を逮捕・投獄し、その後の処置について王権に指示を求め、王権が下手人の監視の続行を指示したことを示している。またフィータはユダヤ人からキリスト教徒へのブドウ畑の売却に関する1336年の文書を活字化している⁴³⁾。マドリードには1466年以降の市参事会の『決議録(Libros de Acuerdos)』が現存しており、ミリャーレス＝カルロはこの中の史料26編を含む、ユダヤ人関係史料37編の目録を作成しているが⁴⁴⁾、この『決議録』はその後、公刊され、その第2巻⁴⁵⁾の中のユダヤ人関係史料を取上げて、カンテラはユダヤ人の職業、居住区の位置、ユダヤ人マークなどの諸テーマについて瞥見している⁴⁶⁾。

カンテラは他に、サンマルティン＝デ＝バルデイグレシアス⁴⁷⁾、とブイトラーゴ⁴⁸⁾について注目すべき論文を発表している(後者はカレーテ＝パロンドとの共同研究)。両者とも1492年のユダヤ人追放に関係して作成された文書に基づいて、ユダヤ人の不動産所有の実態を解明したものである。前者は2つの調査史料を利用しているが、ユダヤ人の不動産として、第1の史料からは、家屋(130-個数、以下同じ)、廃屋(3)、小屋(1)、路地(1)、空地(12)、ブドウ圧搾所(2)、肉市場(1)、施療所(1)、シナゴグ(1)、キリスト教徒居住地内の家屋(2)、第2の史料からは、ブドウ畑(150)、野菜畑(9)、亜麻畑(1)、牧舎(2)、屋敷(50)、家畜飼育場(5)、藁小屋(2)の存在が判明する。第2の史料は、追放以後のユダヤ人所有不動産の売却に関して作成されたものであるので、売却価格も併記されている。なおこの他に1501年の史料があり、これからは追放の途中で改宗して引返してきたユダヤ人が少なくなかったこと、キリスト教徒の債務者となっていたユダヤ人のいたこと、などの興味深い事実を知り得る。

次にブイトラーゴについても追放の際に作成された史料が表として整理されて活字化されており、ユダヤ人がブイトラーゴとその属域(tierra)に所有する不動産が415項目に亘って列挙されている。ブイトラーゴ内に有する不動産は、家屋(市壁内55、郊外31)、肉市場(1)、施療所(1)、シナゴグ(2)、亜麻畑(1)、牧草地(1)、囲込み地(4)であり、属域に有する不動産は、21の農村に亘っていて、亜麻畑(160強)、牧草地(118)、荒地(100ファネガータ程度の面積)、野菜畑(26)、家屋(17、内4は家畜飼育場付き)、藁小屋(2)、空地(2)、まぐさ畑(3)、囲込み地(6)、となっており、その評価額も示されている。

(4) グワダラハラ県。カンテラとカレーテの両者による全県を対象とした詳細な研究がある。まずヒータについて⁴⁹⁾、ブイトラーゴなどと同じ1492年作成のユダヤ人所有不動産に関する史料が活字化されており、ここから120人のユダヤ人の名が知られるが、彼らの所有する不動産は、家屋(109)、藁屋(4)、鳩舎(4)、家畜飼育場(5)、粉ひき場(2)、脱穀場(1)、空地(1)、井戸(1)、酒倉(21)、シナゴグ(2)、農地関係では、ブドウ畑(396)、穀物畑(34)、野菜畑(3)、亜麻畑(1)、牧草地(1)、オリーブ畑(12)、マルメロ畑(19)など、となっている。

次にヒータ以外の30の市町村についての長大な論文があるが⁵⁰⁾、この30の市町村の内の多くに

については、その位置、簡単な歴史、断片的事実、1970年現在の人口、などが示されているのみであり、その内容も必ずしもユダヤ人に関するもののみではない。比較的詳しい記述のあるのは、アティエンサ (Atienza)、ブリウエガ (Brihuega)、シフエンテス (Cifuentes)、モリーナ＝デ＝アラゴン (Molina de Aragón)、シグエンサ (Sigüenza)、そしてグワダラハーラである。

中心都市グワダラハーラに関しては、他を圧する詳細な記述が見られ、1091—1492年に亘るユダヤ人関係史料が紹介されている。シナゴグは4つあり、このユダヤ人居住区の規模を窺わせる。その他、ユダヤ人に特徴的な金融業者、徴税請負人、医師などの職業活動について述べられているのは勿論、文化的側面にも言及している。

〔4〕 カスティーリャ＝ラ＝ビエハ地方

(1) ソリア県。全県を対象としたカンテラの研究がある⁵¹⁾。31の市町村が検討されているが、多くは断片的事実のみしか知られない。彼はまず、この県で見られるユダヤ人の職業として、金融業者、徴税請負人、徴税吏、商人（とくに羊毛・毛織物・家畜などを扱う）、塩商人（メディナセリ Medinaceli）、織物職人、皮鞣し業者（オスマ Osma、エル＝ブルゴ＝デ＝オスマ El Burgo de Osma）、靴職人などがあるが、とくに金融業者が目立つ、という。31の市町村のうちとくに詳しい記述のあるのはソリアであり、ここではフワン2世の著名な財務長官ビエンベニステ (Abraham Bienveniste) がソリアのユダヤ人であったこと、1440年の史料に多くのソリアのユダヤ人が徴税請負人として登場してくること、1483年カトリック両王が10人のソリアのユダヤ人から308,000 マラベディの借上を企てたこと、といった諸事実から明らかのように、王国の財務に関係するユダヤ人が多かったことが判る。

(2) アビラ県。アビラに関してのみ個別研究がある。古くはユダヤ人墓地の位置に関するバリェステロスの考証があるが⁵²⁾、レオン＝テリョの詳細な研究が遥かに重要である⁵³⁾。トレードに関する研究と同様な構成となっており、1144—1540年に亘る484編の史料の目録が作成され、その内51編の原文が掲載されている。史料は15世紀が431編を占め、圧倒的に多く、記述も15世紀が中心となっている。留意すべき諸事実として、ユダヤ人が聖堂参事会所有の家屋を賃借したり、教会の仕事（収入徴収、医師など）を引受けていること、ユダヤ人の職業としては職人（銀細工師、真珠細工師、仕立て職人、鎖かたびら職人、剪毛職人、蠶立て職人）が多く、その他に外科医、徴税吏が見られること、商業活動（家畜、ブドウ酒、小麦、大麦の売買）が盛んであったこと、皮鞣し場、粉ひき場を所有するユダヤ人がいたこと、などが挙げられる。レオン＝テリョは1492年に追放されたアビラのユダヤ人の数を3,000人と見積っており、アビラにはかなり大きなユダヤ人居住区があったことが推測されるが、これはシナゴグが4つあったことから裏付けられる。レオン＝テリョは別稿⁵⁴⁾でやはりアビラのユダヤ人をカトリック両王時代に限定して扱っているが、その内容は著書と変りはない。ただ簡単な解説のついたユダヤ人の人名リストが付されているのが相異点である。以上の他にはラデーロ＝ケサーダが、グラナーダ戦費調達のためにカトリック両王がアビラの70人のユダヤ人から行なった300,000 マラベディの借上に関するリスト（ユダヤ人名と

貸上額)を公表している⁵⁵⁾。

(3) セゴビア県。セゴビアに関してのみ個別研究がある。フィータは12のテーマを扱っているが⁵⁶⁾、なかでも興味深いのは聖堂賄係僧の記録であり、この中には聖堂所有の家屋の賃借人としてユダヤ人名が出て来るが、1384年に出て来るユダヤ人名が1392年には出て来ない例があり、フィータはこれを1391年の反ユダヤ人暴動に関連づけている。その他、カンテラはシナゴグ(1899年の火災で破壊)の簡単な歴史を辿り⁵⁷⁾、ラデーロ＝ケサーダはアビラと同じく、1483年のカトリック両王による37人のセゴビアのユダヤ人からのグラナーダ戦費調達のための150,000マラベドの借上についてリスト(ユダヤ人名と貸上額)を作成している⁵⁸⁾。

(4) バリャドリー県。メルチャン＝フェルナンデスのバリャドリーに関する研究がある⁵⁹⁾。これは一都市のユダヤ人に関する研究という意味では、アビラに関するレオン＝テリョの研究と同じであるが、後者が文書史料の徹底的な調査に基づく緻密な研究であるのにひきかえ、やや一般的で通史に近い著書である。13, 14, 15の各世紀に分けて構成されており、13世紀には、ユダヤ人がキリスト教徒から取得した不動産に関して十分の一税を支払い、これを修道院長と市参事会が分け合っていること、市参事会がユダヤ人に永代借地を与えていたこと(1268年)、ユダヤ人寡婦が市参事会に12の店舗から成る囲い地を売却していること(1283年)、などからユダヤ人と修道院長や市参事会との経済的つながりが強調されている。ユダヤ人の職業としては、13世紀には農民、職人、商人、金融業者などが見られるが、金融業への傾斜が大きく、15世紀には農地所有者、農業被傭者、職人、小商人の他に、医者、徴税請負人、金融業者が見られる、という。

(5) パレンシア県。レオン＝テリョのパレンシアのユダヤ人に関する論稿は⁶⁰⁾、パレンシアを中心に記述されてはいるが、折に触れてカリオン(Carrión)、アギラール＝デ＝カンポー、サルダーニャ(Saldaña)などの他の市町村にも言及しており、トレードに関する彼の著書と同じく、パレンシア県全体への目配りがきいている。構成は、アビラについての研究と同様に、293編の史料の目録、その内の24編の原文掲載、それに研究の三部構成となっている。史料は1127—1564年に亘るが、やはり15世紀が214編と圧倒的多数を占めている。パレンシアで特徴的なのは、12世紀から14世紀初めまで、ユダヤ人に対する支配権をめぐるパレンシア司教と市当局が争った事実である。また1480年のトレードのホルテスでの決定に基づくユダヤ人分離居住の再実施のためのユダヤ居住区設定の経過が詳しく判明しているのも注目される。ユダヤ人居住区は、市参事会での決定、これに対する住民側の反撥、国王からの担当官の派遣などの経緯を経て、漸く1481年9月に4度目の候補地に決定された、という。その他、ユダヤ人の職業としては、徴税請負人やとくに金融業者が目立つが、それ以外に農民、農牧業経営者、毛織物商人、皮鞣し職人、医者、貴族の執事・所領管理人などがいた。

レオン＝テリョの研究以前には、カンテラとウイドブロのアギラール＝デ＝カンポーに関する共同研究があり⁶¹⁾、1187年から1492年までの歴史が史料に即して断続的に辿られている。付属史料にはユダヤ人とキリスト教徒との売買関係文書が多く、ユダヤ人によるキリスト教徒からの粉

ひき場の購入(1187年)、ユダヤ人による粉ひき場の修道院への売却(1219-1220年)に関する文書が含まれている。

(6) ブルゴス県。ウイドブロが、①パンコルボ⁶²⁾、②カストロヘリス⁶³⁾、③アランダ・デ・ドゥエロ(Aranda de Duero)⁶⁴⁾について簡単に触れている。①では史料の初出する1263年から1492年までの歴史が簡単に辿られ、②ではペドロ1世時代にユダヤ人徴税吏とキリスト教徒との間で、徴税をめぐる訴訟のあったこと、などが述べられ、③ではユダヤ人がオスマ司教に対して1人当たり30ディネーロの貢租義務を負っていたことを示す史料などが紹介されている。

フィータはベロラードに関する6編の史料を活字化・紹介したが⁶⁵⁾、この内3編が月曜日開催の市に関するもので、アラゴン王アルフォンソ1世(1104-1134、カスティール女王ウラーカ〔1109-1126〕の夫)が1116年にベロラードに与えた市へのユダヤ人参加禁止令とその再確認である。カンテラはウイドブロとともに、この6編にそれ以外の9編の史料を加えて活字化し⁶⁶⁾、ベロラードのユダヤ人の歴史を概観しているが、9編の中には、負債取立方法に関するユダヤ人とキリスト教徒との合意文書(1302年)などがある。

カンテラにはミランダ・デ・エブロについての論文もある⁶⁷⁾。市文書を主な史料として、各国王の治世ごとにユダヤ人関係の事実を辿っている。付属史料として22編の史料が活字化されているが、ユダヤ人による高利貸付や徴税請負に関するものが多い。特記すべきこととして、全担税者住民200人の内、ユダヤ人が48人を占めていた事実(1469年の史料から判る)があり、ユダヤ人が全人口に占める比率が明確に知られる稀有な例として貴重である。

ブルゴスについてはロペス＝マータとカンテラの論文がある。前者は⁶⁸⁾、2つの居住区の位置について考証を加え、その後で、14世紀半から1492年までのユダヤ人の歴史について、ブルゴス市文書を主な史料として通観している。この論文はブルゴスの他に、メディナ＝デ＝ポマル(Medina de Pomar)、ミランダ＝デ＝エブロ、パンコルボ、ベロラード、アランダ＝デ＝ドゥエロ、ロア(Roa)、グミエル＝デル＝メルカード(Gumiel del Mercado)、コルーニャ＝デル＝コンデ(Coruña del Conde)といった市町村についての断片的言及も含んでいる。後者は⁶⁹⁾、11世紀の第2四半期から1492年に至るまでのユダヤ人の歴史を辿っているが、1440年の文書からは、この地に22世帯のユダヤ人の世帯があり、各世帯ごとに毎年15マラベディを司教に支払い、また合唱隊費用として共同で150マラベディを負担していた、という興味深い事実が知られる。

(7) ログローニョ県。エルゲータが、①ハーロ⁷⁰⁾、②アルベルダ⁷¹⁾、③サン＝ミリャン＝デ＝コゴリャ⁷²⁾について史料の活字化・紹介を行なっている。①ではユダヤ人による土地購入を禁じた1453年の市参事会命令など2編の史料、②ではカラオーラ司教とアルベルダの教会がユダヤ人から得ていた収入を、ユダヤ人の人頭税と上納金の3分の1をもって充てるよう命じた1285年の王令など2編の史料、③では内乱のため被害を受けた修道院に対して、ユダヤ人への負債を免除した1371年の国王特許状、が夫々紹介されている。なお、ハーロについてはレオン＝テリョも、アルフォンソ8世によるハーロのユダヤ人に対する様々な保護措置を1304年に再確認したフェル

ナンド4世の文書など2編の史料を活字化・紹介している⁷³⁾。

カラオーラについてはカンテラの3つの論文がある。第1は⁷⁴⁾、カラオーラ大聖堂文書の中の6編のヘブライ語文書の活字化とその西訳であり、内容はすべてユダヤ人がキリスト教徒にブドウ畑・野菜畑・耕地などを売却したことに関するもので、時代的には1259—1340年に亘っている。第2は⁷⁵⁾、11—15世紀に亘る33編の史料の活字化・紹介である。内容別に分けて多いものを挙げておくと、聖堂参事会や聖職者などからのブドウ畑・野菜畑などのユダヤ人による借地に関する証書9編、ユダヤ人によるブドウ畑・家屋のキリスト教徒への売却に関する証書4編、ユダヤ人に十分の一税支払いを命じた王令や教皇勅書など4編、ユダヤ人所有の土地・家屋と聖堂参事会・修道院所有のそれとの交換に関する証書3編、などとなる。第3は⁷⁶⁾、テルシア・レアル (*tercias reales*, 十分の一税に占める国王の取分) の徴収に関して、徴収請負人のユダヤ人と聖職者との間の争論を史料を挟みながら記述した論稿で、租税徴収をめぐるユダヤ人とキリスト教徒との悶着がこれ程克明に知られる例は稀であり、貴重である。

[5] レオン地方

(1) レオン県。県全体を対象としたカンテラとロドリーゲス＝フェルナンデスの2つの包括的研究がある。カンテラ⁷⁷⁾は26の市町村を検討しているが、多くは現在の人口、15世紀の上納金負担額、過去の断片的事実のみを記述しており、比較的詳しい記述があるのはアストルガ (*Astorga*)、サアグン (*Sahagún*)、レオンである。アストルガとサアグンはサンティアゴ＝デ＝コンポステラ巡礼の巡礼路に位置していたため商業活動が盛んで、ユダヤ人も多数それに携っていたのが特徴的である。レオンについては既にロドリーゲスの著書があり⁷⁸⁾、カンテラもこれに収録された史料を利用して、時代別に整理を行なっている。10—11世紀には53編の文書があり、その殆どがブドウ畑・野菜畑の売買に関するものである。ここからロドリーゲスは80人以上のユダヤ人名を析出しているが、カンテラはその中にはユダヤ人と見做し難いものも含まれていると批判している。1100—1230年には8編の文書があり、その内7編がユダヤ人からキリスト教徒へのブドウ畑の売却に関するものである。1230—1390年には30編の文書があり、ロドリーゲスによれば72人のユダヤ人が登場してくるが、ここでもカンテラはユダヤ人と判定できない者も含まれている、としている。最後に1390—1492年については名前の判明するユダヤ人の職業として医師・徴税請負人が挙げられている。

ロドリーゲス⁷⁹⁾は23の市町村を取上げているが、その多くについては、地理的歴史的概観やシナゴグ、ユダヤ人名などについての簡単な記述があるのみであり、比較的詳しい記述があるのは①アストルガ、②マンシーリャ (*Mansilla*)、③サアグン、④バレンシア＝デ＝ドン＝フワン (*Valencia de Don Juan*) である。

①ではユダヤ人の職業は農業が中心で、金融業は好まれた職業ではなく、二次的投資としてなされたにすぎず、②ではユダヤ人の土地所有は少なく、徴税請負 (十分の一税などの教会収入) や金融業に従事するユダヤ人の存在が目立つ。③では15世紀に入ると徴税請負人としてのユダヤ人の

活動が顕著となり、④ではユダヤ人が土地所有者として登場することなく、また高い地位や有力な職業に就くこともなく、全体的に貧しかったようである。ロドリーゲスは、レオン県を全体として見ると、反ユダヤ人暴動も少なく、また分離居住の原則も厳密には守られず、寛容的雰囲気は支配的であったとし、また職業については耕作やブドウ栽培に従事する者が多いが、レオン、サアグン、マンシーリャでは徴税請負人も見られる、とまとめている。

以上の2つの総合的研究の他に、①ペンビブレ、②プエンテ＝カストロ、③バルデーラスについての個別論文がある。①については、ユダヤ人が無許可でシナゴグを新築したため司祭がこれを没収し、そのために起こった争論をコルドバ司教が裁断した文書をアルバレス＝デ＝ラ＝ブラーニャが活字化しており⁸⁰⁾、②についてはカンテラがここで発見された4つのユダヤ人の墓石(1094, 1100, 1102, 1135年)に関する既存の研究を整理・批判した上で、1942年に発見された墓石について紹介しており⁸¹⁾、またペレス＝エレロは1973年発掘の4つの墓石について報じ、それ以前に入手した4つの断片から成る墓碑銘を紹介している⁸²⁾。③については、カンテラがガルシーア＝アバーとの共同研究で、ユダヤ人の職業としては職人、徴税請負人、金融業者の他に農業に従事する者がいたこと、また分離居住が不徹底であったことなどを指摘している⁸³⁾。

〔6〕 バスク地方

この地方全体を対象としたカンテラの研究がある⁸⁴⁾。

(1) アラバ県。25の市町村が取上げられているが、その殆どについての記述は現在の人口、過去の断片的事実で占められており、ビトリアについてのみ比較的詳しい記述がある。市参事会によるユダヤ人規制の動き、1492年追放によってユダヤ人共有財産(シナゴグ、墓地など)の辿った変化などについて知ることができる。ビトリアについてはバルデオン＝バルケが、ユダヤ人外科医と市参事会との雇傭契約の更新、10歳以上のキリスト教徒女性のユダヤ人居住区内立入を禁じた市参事会の命令などを含む1428年の3編の史料を活字化している⁸⁵⁾。

(2) ギプスコア県。モンドラゴン(Mondragón)、セグーラ(Segura)についての簡単な記述がある。

(3) ビスカヤ県。3つの市町村が検討されているが、バルマセーダ(Valmaseda)についての記述が最も詳しい。ここで注目されるのは、1483年に市参事会がユダヤ人の市内居住を禁じ、ユダヤ人が退去し、それに対して王権がこの禁令の撤回を命じたが実施されず、結局ユダヤ人側が1486年にこの市当局の措置に屈し、事実上の追放がなされた事実である。

〔7〕 ガリシア地方

古くはフィータによる11世紀の2編のラテン語文書の紹介があるが⁸⁶⁾、これは或る領主が領内で開催している市にユダヤ人が参加して栄えているのを嫉視した別の領主が、ユダヤ人に攻撃を加え、略奪した事件に関するものであり、フィータはこのユダヤ人はアリャリス(Allariz, オレンセ県)の人々であろうと推測している。

最近、古代からフランコ時代に至るまでのガリシアのユダヤ人の歴史を扱ったオネーガの著書が

公刊された⁸⁷⁾。しかしこれは既存の諸研究にすべて依拠したもので、新史料を全く含まず付属史料はすべての他の著作からの転載であり、レオン＝テリョなどの研究と比すると、学問的価値は遙かに低い。またカスティーリャ全体のユダヤ人に関する記述や、ユダヤ人に直接関係のない事柄の記述が多すぎるため、肝心のガリシアのユダヤ人の像が一向に鮮明に浮かんで来ない。ただ、今日では利用が困難なアロンソの著書⁸⁸⁾に基づく15世紀オレンセについての記述のみが得る所のあるものである。それによると、1432年に自宅の傍らに家を建築しようとするキリスト教徒を訴えてそれを中止させている女ユダヤ人、同年に道路維持のための負担金が多すぎると市参事会に苦情を申立てているユダヤ人の銀細工師、キリスト教徒に対するよりも高い価格で売ったとして肉屋を訴え、投獄させているユダヤ人など、オレンセのユダヤ人の社会的地位の高さを窺わせる事例があり、また宗教的にもユダヤ人に対して寛大であった、という。オレンセでは司教と市参事会が一体となって近隣の領主と対立していたが、ユダヤ人は前者についていたため、1442年には領主によるシナゴグの攻撃・略奪や殺戮がなされた。

ガリシアはカスティーリャの辺境にあるために、1492年追放の際には他の地域からユダヤ人が流入し、ここから国外へ退去する者、或いは留まって中央の統制の及びにくいことを利用して密かにユダヤ教の信仰を守る者がいたのは特徴的である。

以上、研究状況を地方別・県別に見てきたが、研究の進展状況という観点から見ると大きな地域差が存在することが判る。何らかの研究がなされている市町村の数を県別に示すと、〈表〉のE欄のようになる(このうちA, B, Cの史料には表われず、研究のみのある市町村の数を()内の内数で示した)が、これをD欄と比較することによって大凡の研究密度を知ることができる。ここから極めて対照的な2つのグループが存在することが明らかとなる。

第1グループは、トレード、グワダラハーラ、ソリア、バレンシア、レオン、アラバ、ギプスコア、ビスカヤの8県であり、ほぼ完璧に研究がなされている地域である。

第2グループは、バリャドリール、サモラ、サラマンカ、カセレス、バダホスの5県であり、ユダヤ人の居住していた市町村が多い割には、研究が全く或いは極めて僅かにしかなされていない地域である。

III

次に以上の諸研究を研究史的視角から捉え直してみたい。

ユダヤ人に関する地方史的研究に開拓者の業績を残したのはフィータ (Fidel Fita, 1835-1918) である。彼は歴史学のみでなく、考古学、金石文学、古銭学、古文書学、神学といった諸分野に亘って多くの業績を残しており、その大半は『王立歴史学会会報 (Boletín de la Real Academia de la Historia)』(1879-) に発表されている。彼は1912年にはメネデス＝イ＝ペラーヨ (M. Menéndez y Pelayo) の後任として王立歴史学会会長に就任し、死に至るまでその重責を果たした⁸⁹⁾。

フィータのユダヤ人関係の業績の多くは、断片な史料の活字化・紹介であり、『王立歴史学会会報』に発表された、エルゲータ、バリエステロス、アルバレス＝デ＝ラ＝ブラーニャ、ラミーレス＝デ＝アベリャーノといった人々の業績も、かかる性格のものであった。これらの業績は断片的ではあるが、ユダヤ人の地方史的研究に先鞭をつけたという点で重要な位置を占めている。これらの業績の発表は今世紀初年までに一段落し、その後40年間程は、デルガード＝メルチャンのシュダー＝リアル史が、ユダヤ人に言及している他は、地方史的研究は殆ど見られず、停滞期であったが、『セファラー (Sefarad)』(1941—)の創刊と、そこを中心に発表されたカンテラの業績が、地方史的研究の水準を飛躍的に高めることになった。

カンテラ (Francisco Cantera Burgos, 1918-1978) は、『セファラー』を機関誌とする「ベニート・アリアス＝モンターノ記念ヘブライ・セファラー・近東諸学研究所 (Instituto Benito Arias Montano de Estudios Hebraicos, Sefaradies y de Oriente Próximo)」の所長 (1940-1965)、名誉所長 (1965-1978) を歴任したヘブライストである⁹⁰⁾。彼はユダヤ人に関する地方史的研究の最初のものとしてミランダ＝デ＝エブロに関する研究 (1940-1941年) を発表した。これは或る土地のユダヤ人の歴史を細大洩らさず実証的・徹底的に明らかにするという性格のもので、共同研究を含むその後のブルゴス (1952年)、ペロラード (1953年)、アギラル＝デ＝カンポー (1954年)、カラオーラ (1955-1956年)、バルデーラス (1967年)、についての諸研究も同じ方向に沿ってなされたものといえる。一方では、レオン (1943年)、カラオーラ (1946, 1958年)、トレード (1966年)、マドリード (1971年) についての断片的事実や史料の紹介なども行なっているが、やはり彼の研究の真骨頂は前記の諸研究に現われており、サン＝マルティン＝デ＝バルデイグレシアス (1969年)、ブイトラーゴ (1972年)、ヒータ (1972年) についての諸研究 (カレーテとの共同研究を含む) もこの系列に属するものであるとしてよいが、これらの諸研究は、1492年追放に関連して作成されたユダヤ人所有不動産リストを史料として、追放前夜のユダヤ人の経済的地位について詳細な知見を提供している点で特記すべきものである。

こうして幾つかの市町村におけるユダヤ人の歴史の研究を継続する傍ら、彼は1971年に意欲的な試みに着手した。それはユダヤ人の存在が確認できる市町村について各県別に徹底した調査・研究を行ない、それを集成することによって『スペインのユダヤ人居住区に関する地理的・歴史的辞典 (Diccionario geográfico-histórico de las juderías españolas)』を作成するという壮大な計画であった⁹¹⁾。そしてその基礎作業として、1474年の上納金割当の史料を活字化し、取り上げるべき市町村を確定したのであった。

この計画は、バスク地方 (1971年)、グワダラハラ県 (1973-1974年、カレーテとの共同研究)、レオン県 (1974年)、ソリア県 (1976年) と、次々に実現されていったが、カスティーリャ全体に亘って研究を完成することなく、カンテラは不帰の客となってしまった。

このようにユダヤ人に関する地方史的研究はカンテラによって精力的に推進されたのであるが、その他の人々の業績も見逃すことはできない。こうした人々をその専攻分野別に分けてみると

4つのグループに分類できる。

第1グループは、ユダヤ人研究の専門家であり、カレーテを挙げることができる。彼はカンテララの共同研究者として活躍した他に、単独でもタラベーラについての個別論文(1981年)を発表し、また最近では史料集(1981年)も公刊している。

第2グループは、地方史家の人々であり、カディスのソプラニス、トレードのゴメス＝メノール、ムルシアのトレス＝フォンテス、レオンのロドリーゲス＝フェルナンデスを挙げることができる。彼らは地方史研究の一環としてユダヤ人を扱っており、とくにロドリーゲス＝フェルナンデスの研究(1976年)はその総合性・包括性において特記すべきものである。

第3グループは、カスティーリャ中世史の個別問題としてユダヤ人を扱っている中世史家であり、バルデオン＝バルケ、ラデーロ＝ケサーダなどをここに含めることができる。

第4グループは、ユダヤ人関係文書を古文書研究の一環として扱い、それに基づいて研究を行うアルンビストであり、レオン＝テーリョがここに入る。彼のアピラ(1963年)、パレンシア(1967年)、トレード(1979年)に関する諸研究は、その徹底した文書渉猟、実証性において注目すべきものである。

こうした4つのグループに分類できない人々も勿論いるが、大雑把に言って、かかる諸分野からのユダヤ人研究へのアプローチが、その地方史的研究の深化・発展をもたらした、とあってよからう。これを象徴するのが、1972年にトレードで「ユダヤ人のトレード」と題するシンポジウムが開催されたことであり、その成果は10編の論文から成る2分冊で刊行された。

以上の研究史の概観から、ユダヤ人に関する地方史的研究は、1940年代初めから、カンテララによって、そしてその後レオン＝テーリョ、カレーテ、ロドリーゲス＝フェルナンデスなども加わって従来の断片的な研究から、或る地域のユダヤ人の歴史に関する総合的研究へと発展させられていき、とくにかかる傾向は1970年代に入って強まり、ユダヤ人研究に飛躍的な進展をもたらした、といえる。かかる研究の進展は、ユダヤ人に関する知見を増大させたが、それは単に従来と同様な知見を量的に増加させたのみでなく、従来の研究では充分知られることのなかった注目すべき諸事実をも明らかにした、という点が強調されねばならない。そこで最後に、かかる諸事実の中から主要なものを指摘することにした。

IV

具体例については既にIIの各所で述べてあるので、ここでは要点のみを摘記するに留めたい。指摘すべき点は2点あり、第1は、ユダヤ人と教会・修道院との関係である。中世における反セム主義の原因を、宗教的原因のみに収斂させて捉えることが誤りであるのは明らかであり、またカトリック教会のみがその形成に関与していた訳ではないが、1215年の第四ラテラノ公会議での決議からも判るように、教会が反セム主義の形成・展開に大きく関与していたことは否定できない。ところがカスティーリャの場合、この教会や修道院がユダヤ人と以下のような諸側面で接触をもっていた

ことが確認される。

ユダヤ人が、(1)教会・修道院との土地売買の取引相手となっている、(2)徴税請負人や徴収人として教会の財政に関与している、(3)教会・修道院の所有するブドウ畑・オリーブ畑・耕地などの農地の借地人として、また(4)教会の所有する家屋の借家人として登場する、(5)医師・執事などとして教会に雇傭されている。

このような関係は、必ずしも全体として教会が反セム主義的となることと矛盾する訳ではなく、逆に経済的な関係があったからこそ利害対立が生じ、敵対的となったとも考えられるが、しかし教会・修道院がその所有する農地や家屋をユダヤ人に貸与するといった関係が、果して両者の一般的敵対関係を前提にして説明できるであろうか。むしろ中世カスティージャの教会・修道院は、現実面においては、意外にユダヤ人に対して寛容であったのではなかろうか。

第2は、ユダヤ人と農業との関係である。一般的にユダヤのイメージといえば、都市内のユダヤ人居住区に住む、金融業者、徴税請負人、職人などといったイメージである。たとえばドミンゲス＝オルティースは、ユダヤ人は「農村世界とは無縁な都市的住民であり、彼らの職業活動の性質を考えれば、それ以外ではあり得ない。彼らの中には殆ど農民や牧者はいなかった」と述べている⁹²⁾。しかし、カンテラ（とカレーテ）のサンニマルティン＝デ＝バルデイグレスias、ブイトラゴ、ヒータに関する研究や、レオン＝テリョのトレードに関する研究が代表的に明らかにしたように、ブドウ畑・オリーブ畑・耕地などの農地を所有するユダヤ人は史料に数多く出てくる。この場合、ユダヤ人の金融業者が蓄積した資産を最も安定した財産形態である土地に振り向ける、或いは負債の抵当としてキリスト教徒の農地を差押えるといったような場合が想定されるから、ユダヤ人による農地所有は、直ちにユダヤ人と農業との関係を意味しない、という反論もあり得よう。しかし、ユダヤ人が教会・修道院から農地を借地しているというような事態は、ユダヤ人と農業との具体的な関わりを前提としなければ考えられないから、ユダヤ人が農地を所有している場合も、そのユダヤ人の多くは農民であると考えるのが最も自然であろう。ユダヤ人農民は自ら栽培・耕作に従事したり、また1412年のバリャドリー勅令にキリスト教徒を農夫として雇傭するのをユダヤ人に禁じた条項(第19条)⁹³⁾があることから見て、キリスト教徒を雇傭して農業経営にあたる場合など、様々なケースがあったであろうが、ユダヤ人が農業に従事していたのは確実であり、ユダヤ人を農村とは無縁なすぐれて都市的な住民として規定した従来の通説は、修正を余儀なくされている、といえよう。

以上、注目すべき2つの事実を指摘したが、これらが特定の地域の研究から検出された事実であることは否定できず、従って、これがどの程度カスティージャ全体に該当し得るのかについては、今後、他の地域についての研究の進展を俟つ必要があるだろう。このためにも、また本稿での研究状況の概観からも一部明らかとなった、様々な事柄に関する地域的な差異、これをより詳細に明らかにするためにも、カンテラの取組んだ壮大な計画が、その学統を継ぐカレーテや、或いはレオン＝テリョなどといった人々によって継承され、完成されることが期待される。そして、そのときに

こそ、我々がより確信をもって中世カスティーリャのユダヤ人について論ずることができるであろう。

- 1) F. Baer, *Die Juden im christlichen Spanien*, 2 Bde., Berlin, 1929–1936, II. Kastilien/Inquisitionen.
- 2) L. Suárez Fernández, *Documentos acerca de la expulsión de los judíos*, Valladolid, 1964 [以下, *Documentos* と略記].
- 3) C. Carrete Parrondo, *Fontes Iudaeorum Regni Castellae*, I. Provincia de Salamanca, Salamanca, 1981.
- 4) Y. Baer, *A History of the Jews in Christian Spain*, 2 vols., Philadelphia, 1961 (Orig. ed. in Hebrew, Am Oved, 1945, 1959²). Spanish Ed., *Historia de los judíos en la España cristiana*, 2 tomos, Madrid, 1981.
- 5) Suárez Fernández, *Judíos españoles en la Edad Media*, Madrid, 1980.
- 6) J. Amador de los Ríos, *Historia social, política y religiosa de los judíos de España y Portugal*, Madrid, 1960 ed. (1^a. ed., 1875–1876)
- 7) J. Caro Baroja, *Los judíos en la España moderna y contemporánea*, 3 tomos, Madrid, 1962, 1978².
- 8) *Documentos*, pp. 65–72.
- 9) M.A. Ladero Quesada, “Las juderías de Castilla según algunos «servicios» fiscales del siglo XV”, *Sefarad*, 31, 1971, pp. 255–164.
- 10) Amador de los Ríos, *op. cit.*, pp. 996–1003.
- 11) *Documentos*, no. 1.
- 12) F. Cantera Burgos, “Los repartimientos de Rabi Jaco Aben Nuñes”, *Sefarad*, 31, 1971. pp. 216–247.
- 13) *Documentos*, p. 69.
- 14) F. Fita, “Jerez de la Frontera. Su judería en 1266”, *Boletín de la Real Academia de la Historia* [以下, *BRAH* と略記], 10, 1887.
- 15) I. Loeb, “La juiverie de Jerez de la Frontera en 1266”, *BRAH*, 12, 1888 (*Revue des Études juives*, 15, 1887 より転載)
- 16) Fita, “La judería de Jerez de la Frontera. Datos históricos”, *BRAH*, 12, 1888. 前註のロエブ論文はこの中に含まれた形で転載されている。
- 17) H. Sancho de Sopranis, “Contribución a la historia de la judería de Jerez de la Frontera”, *Sefarad*, 11, 1951
- 18) Sancho de Sopranis, “La judería del Puerto de Santa María de 1483 a 1492”, *Sefarad*, 13, 1953.
- 19) J.M. Montero de Espinosa, *Relación histórica de la judería de Sevilla*, Sevilla, 1849, Valencia, 1978.
- 20) Fita, “Cementerio hebreo en Sevilla. Epitafio de un rabino célebre”, *BRAH*, 17, 1890.
- 21) Fita, “La sinagoga de Córdoba”, *BRAH*, 5, 1885.
- 22) F. Cantera Burgos, *Sinagogas de Toledo, Segovia y Córdoba*, Madrid, 1973, pp. 139–149.
- 23) R. Ramírez de Avellano, “Matanza de judíos en Córdoba. 1391”, *BRAH*, 38, 1901.
- 24) M.A. Ladero Quesada, “Los judíos granadinos al tiempo de su expulsión”, *Cuadernos de Historia*, 3, 1969.
- 25) J. Torres Fontes, “Los judíos murcianos en el reinado de Juan II”, *Murgetana*, 24, 1965.
- 26) Torres Fontes, “La incorporación a la caballería de los judíos murcianos en el siglo XV”, *Murgetana*, 27, 1967.
- 27) L. Delgado Merchán, *Historia documentada de Ciudad Real (La judería, la Inquisición y la Santa Hermandad)*, Ciudad Real, 1907².
- 28) *Ibid.*, pp. 137–141.
- 29) E. Romero, “La judería de Alcabón: Documentos para su estudio”, *Sefarad*, 29, 1969.

- 30) Fita, "Acuerdos municipales que interesan a la aljama hebrea", *BRAH*, 2, 1882, pp. 317-321.
- 31) Fita, "Padrón de los judíos de Talavera que se hizo entre los años 1477 y 1487", *BRAH*, 2, 1882, pp. 321-330.
- 32) C. Carrete Parrondo, "Talavera de la Reina y su comunidad judía. Notas críticas al padrón de 1477-1478", en *En la España medieval. Estudios dedicados al Profesor P. Julio González González*, Madrid, 1981, pp. 43-57.
- 33) J. Gómez-Menor, "Algunos datos sobre el cementerio judío de Toledo", *Sefarad*, 31, 1971.
- 34) A.M. López Álvarez, "Nuevas noticias sobre cementerio judío de Toledo", *Sefarad*, 39, 1979.
- 35) Cantera Burgos, *Sinagogas*, pp. 15-138.
- 36) Cantera Burgos, "Relieves históricos de la judería de Toledo", *Sefarad*, 26, 1966.
- 37) *Simposio "Teledo Judaico"*, 2 tomos, Toledo, 1973.
- 38) J. Porres Martin-Cleto, "Los barrios judíos de Toledo", en *Simposio*, tomo I.
- 39) J. Valdeón Baroque, "La judería toledana en la guerra civil de Pedro I y Enrique II", en *Simposio*, tomo I.
- 40) P. León Tello, "Costumbres, fiestas y ritos de los judíos toledanos a fines del siglo XV", en *Simposio*, tomo II.
- 41) León Tello, *Judíos de Toledo*, 2 tomos, Madrid, 1979, I. Estudio histórico y colección documental, II. Inventario cronológico de documentos.
- 42) Fita, "La judería de Madrid en 1391", *BRAH*, 8, 1884.
- 43) Fita, "Dato para la historia de la judería de Madrid", *BRAH*, 10, 1887.
- 44) A. Millares Carlo, "Documentos acerca de judíos españoles", *Revista de la Biblioteca, Archivo y Museo del Ayuntamiento de Madrid*, 2, 1925, ahora en Id., *Contribuciones documentales a la historia de Madrid*, Madrid, 1971.
- 45) *Libros de Acuerdos del Concejo Madrileño*, Tomo II. 1486-1492, Madrid, 1970.
- 46) Cantera Burgos, "Los aucerdos concejiles y la aljama hebrea de Madrid", *Sefarad*, 31, 1971.
- 47) Cantera Burgos, "La judería de San Martín de Valdeiglesias (Madrid)", *Sefarad*, 29, 1969.
- 48) Cantera Burgos y Carrete Parrondo, "La judería de Buitrago", *Sefarad*, 32, 1972.
- 49) Cantera Burgos y Carrete Parrondo, "La judería de Hita", *Sefarad*, 32, 1972.
- 50) Cantera Burgos y Carrete Parrondo, "Las juderías medievales en la Provincia de Guadalajara", *Sefarad*, 33-34, 1973-1974.
- 51) Cantera Burgos, "Juderías medievales de la Provincia de Soria" en *Homenaje a Fray Justo Pérez de Urbel*, I, Silos, 1976.
- 52) E. Ballesteros, "Cementerio hebreo de Ávila", *BRAH*, 28, 1896.
- 53) León Tello, *Judíos de Ávila*, Ávila, 1963.
- 54) León Tello, "La judería de Ávila durante el reinado de los Reyes Católicos", *Sefarad*, 23, 1963.
- 55) Ladero Quesada, "Un préstamo de los judíos de Segovia y Ávila para la guerra de Granada, en el año 1483", *Sefarad*, 35, 1975.
- 56) Fita, "La judería de Segovia. Documentos inéditos", *BRAH*, 9, 1886.
- 57) Cantera Burgos, *Sinagogas*, pp. 139-149.
- 58) Ladero Quesada, "Un préstamo".
- 59) A.C. Merchán Fernández, *Los judíos de Valladolid*, Valladolid, 1976.
- 60) León Tello, "Los judíos de Palencia", *Publicaciones de la Instituto «Tello Téllez de Meneses»*, 25, 1967.
- 61) Cantera Burgos y L. Huidobro, "Los judíos en Aguilar de Campó", *Sefarad*, 14, 1954.
- 62) L. Huidobro, "La judería de Pancorbo (Burgos)", *Sefarad*, 3, 1943.
- 63) L. Huidobro, "La judería de Castrojeriz", *Sefarad*, 7, 1947.
- 64) L. Huidobro, "Índice y posición de poblaciones de la diócesis y provincia de Burgos que tuvieron judería, o en las que vivieron judíos, y nombres de estos", *Sefarad*, 8, 1948

- 65) Fita, "La aljama hebrea de Belorado. Documentos históricos", *BARH*, 29, 1896.
- 66) Cantera Burgos y L. Huidobro, "Juderías burgalesas (Beleña, Belorado)", *Sefarad*, 13, 1953.
- 67) Cantera Burgos, "De Hispania Judaica. La judería de Miranda de Ebro (1099-1350)", *Sefarad*, 1, 1941; Id., "La judería de Miranda de Ebro (1350-1492)", *Sefarad*, 2, 1942.
- 68) T. López Mata, "Morería y judería", *BRAH*, 129, 1951.
- 69) Cantera Burgos, "La judería de Burgos", *Sefarad*, 12, 1952. これは殆どそのままの形で彼の次の著書の第1章として使用されている。Id., *Álvar García de Santa María y su familia de conversos. Historia de la judería de Burgos y de sus conversos más egregios*, Madrid, 1952.
- 70) N. Hergueta, "La judería de Haro en el siglo XV", *BRAH*, 26, 1895.
- 71) N. Hergueta, "Los judíos de Albelda en el siglo XIII", *BRAH*, 28, 1896.
- 72) N. Hergueta, "La judería de San Millán de Cogolla y la batalla de Nájera", *BRAH*, 29, 1896.
- 73) León Tello, "Nuevos documentos sobre la judería de Haro", *Sefarad*, 15, 1955.
- 74) Cantera Burgos, "Documentos de compraventa hebraicos de la catedral de Calahorra", *Sefarad*, 6, 1946.
- 75) Cantera Burgos, "La judería de Calahorra", *Sefarad*, 15-16, 1955-1956.
- 76) Cantera Burgos, "Las tercias reales de obispado de Calahorra y cogedores judíos", *Sefarad*, 18, 1958.
- 77) Cantera Burgos, "Juderías medievales de la provincia de León", *Archivos Leoneses*, 28, 1974.
- 78) J. Rodríguez Fernández, *La judería de la ciudad de León*, León, 1969. (筆者未見)
- 79) Rodríguez Fernández, *Las juderías de la provincia de León*. León, 1976.
- 80) R. Álvarez de la Braña, "La sinagoga de Bembibre y los judíos de León," *BRAH*, 32, 1898.
- 81) Cantera Burgos, "Nuevas inscripciones hebreas leonesas", *Sefarad*, 3, 1943.
- 82) E. Pérez Herrero y F. Pérez Castro, "Puente Castro: Excavación de cuatro tumbas medievales judías y hallazgo de un nuevo epitafio hebreo", *Sefarad*, 34, 1974.
- 83) Cantera Burgos y A. García Abad, "Nuevas consideraciones sobre la judería de Valderas (León)", *Sefarad*, 27, 1967.
- 84) Cantera Burgos, "Las juderías medievales en el País Vasco", *Sefarad*, 31, 1971.
- 85) Valdeón Baruque, "Notas sobre judíos de Vitoria en la primera mitad del siglo XV", *Sefarad*, 32, 1972.
- 86) Fita, "Los judíos gallegos en el siglo XI", *BRAH*, 22, 1893.
- 87) J.R. Onega, *Los judíos en el reino de Galicia*, Madrid, 1981.
- 88) B.F. Alonso, *Los judíos en Orense*, 1903. (筆者未見)
- 89) フィータについては, J. Pérez de Guzmán y Gallo, "El excmo. SR. y R.P.D. Fidel Fita, S. J., director de la Real Academia de la Historia", *BRAH*, 72, 1918; M. Cascón, "El P. Fidel Fita, S. J., director de la Real Academia de la Historia", *Las Ciencias*, 5-6, 1940-1941 を参照。後者の方が詳しく, また詳細な著作目録も付されている。ユダヤ人関係の著作は, *ibid.*, 6, pp.169-170, 191-192.
- 90) カンテラについては, F. Pérez Castro, "Prof. Dr. D. Francisco Cantera Burgos: In memoriam", *Sefarad*, 38, 1978 を参照。著作目録として, J.L. Lacave, "Bibliografía del Prof. Francisco Cantera Burgos", *Sefarad*, 37, 1977 がある。
- 91) Cantera Burgos, "Las juderías medievales en el País Vasco", p.266.
- 92) A. Domínguez Ortiz, *Los judeoconversos en España y América*, Madrid, 1971, p.22.
- 93) Amador de los Ríos, *op. cit.*, p.969.